果只都有科老人不一厶設直連宮指導指針 新旧对照表	
改正案	現行
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針	東京都有料老人ホーム設置運営指導指針
目次	目次
(現行のとおり)	(省略)
(死1)のこれり	
1 かと11 ナベ (明年のしわり)	1から11まで (省略)
1から11まで (現行のとおり)	
12 契約内容等	12 契約内容等
(1)~(5)(省略)	(1)~(5)(省略)
(6) 入居者募集等	(6) 入居者募集等
ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、	ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、
有料老人ホームの類型(サービス付き高齢者向け住宅の登録を	有料老人ホームの類型(サービス付き高齢者向け住宅の登録を
受けていないものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅の登	受けていないものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅の登
録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等	録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等
の指定を受けている場合はその種類を明示すること。	の指定を受けている場合はその種類を明示すること。
イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それ	イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それ
によって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖	によって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖
離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関	離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関
する不当な表示」(平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号。以下	する不当な表示」(平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号。以下
「不当表示告示」という。)及び東京都消費生活条例(平成6年	「不当表示告示」という。)及び東京都消費生活条例(平成6
東京都条例第110号)第16条第2項の規定を遵守するこ	年東京都条例第110号)第16条第2項の規定を遵守するこ
と。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に	と。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に
要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない	要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない
場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を	場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を
与えるような表示をしないこと	与えるような表示をしないこと
ウ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの	(新設)
入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下「情	
報提供等事業者」という。)と委託契約等を締結する場合は、次の	
事項に留意すること。	
(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例え	
ば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性	
に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費	
消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わない	
<u> 111 にかみ / ひ C ツ FS Aff C J ん ひ み ノ な J 然 付 ツ 胶 凡 で 目 47 な V 。</u>	

こと。

また、上記のような手数料の設定に応じないこと。また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(1) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人 全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3 団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高 齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動 指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

(7)~(9)(省略) 13から15 (現行のとおり)

<u>附 則(6福祉高施第2158号)</u> 本指針は、令和7年4月1日から施行する。 (7)~(9)(省略) 13から15 (省略)